

# 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：青梅市

## 1. 全職員にかかる情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.2%
全職員	54.3%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」にかかる役職段階別および勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表にもとづき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	— %
課長相当職	95.3%
係長相当職	101.2%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.2%
31～35年	70.0%
26～30年	86.6%
21～25年	79.5%
16～20年	89.5%
11～15年	101.2%
6～10年	87.1%
1～5年	97.1%

### 【説明欄】

- 1、本市の病院事業については、医師の約8割を男性職員が占め、看護師の約8.5割を女性職員が占めている現状である。医師と看護師という職種間における給与の差が著しいため、男性の給与に対する女性の給与の割合という形で公表を行った場合、その数字が歪曲化され捉えられる恐れがある。このため、医師と看護師をはじめとする病院採用職員については公表対象から除外する。
- 2、任期の定めのない常勤職員のうち、休職等により給与を日割で支給した者については、職員数を勤務日数に応じて算出している。
- 3、役職段階別の部長相当職については、女性の該当者が存在しない。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。